北海道選挙管理委員会告示第12号

令和5年3月22日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和5年3月23日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数88,8223分の1の数655,134

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	71, 058	根室市	6, 787
札幌市北区	80, 717	千歳市	27, 335
札幌市東区	74, 629	滝川市	11, 137
札幌市白石区	61, 794	登別市	13, 189
札幌市厚別区	36, 271	恵庭市	19, 758
札幌市豊平区	65, 360	伊達市	9, 407
札幌市清田区	31, 248	北広島市	16, 420
札幌市南区	39, 027	北斗市	12, 589
札幌市西区	62,597	空知地域	46, 622
札幌市手稲区	39, 984	石狩地域	21, 703
函館市	71, 691	後志地域	24, 093
小樽市	32, 219	胆振地域	14, 325
旭川市	93, 854	日高地域	17, 643
室蘭市	22, 943	渡島地域	24, 139
釧路市	46,777	檜山地域	9, 673
帯広市	47, 002	上川地域	35, 001
北見市	32, 768	留萌地域	12, 117
岩見沢市	22, 440	宗谷地域	7,841
網走市	9, 662	オホーツク東地域	16, 019
苫小牧市	47, 749	オホーツク西地域	18, 154
稚内市	9, 100	十勝地域	46, 726
江別市	33, 986	釧路地域	16, 303
名寄市	7, 534	根室地域	12, 981

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の 50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7, 201
	3分の1の数	120, 014
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10, 477
	3分の1の数	153, 970
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10, 595
	3分の1の数	154, 954
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4, 597
	3分の1の数	76,602